

文化芸術推進基本計画（第 1 期）の在り方について

平成 29 年 11 月 24 日

公益財団法人 日本博物館協会
(専務理事 半田昌之)

文化芸術基本法の理念に示された「文化芸術立国」の実現に博物館が果たすべき役割は大きく、重要な機能を担っていることは言うまでもないが、博物館が求められる機能を発揮するためには、解決すべき課題が数多く存在している。このため、「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」においては、以下に述べるような、より具体的な施策を明記し、速やかに実施に移していくことが必要不可欠である。

1. 博物館法の見直しと博物館行政の体制整備

基本計画の推進に求められる博物館の役割を着実に果たすためには、運営形態の多様化等、博物館を取り巻く状況が大きく変化するなかで、運営の実態から乖離した現行博物館法を抜本的に見直し、新たな博物館法の在り方を検討すること。このことは、平成 31 年 9 月に ICOM（国際博物館会議）京都大会が開催されることから、文化芸術立国として世界に恥じない博物館行政の体制づくりが急務である。

その際、以下の提言や国際的な動向を参照しつつ、現場の状況を十分に把握した上で、個々の博物館の組織運営・事業全般について、定量・定性両面から適正に評価できる基準と体制を整備し、博物館の振興に資する制度となるよう考慮することが求められる。

- ・ 日本博物館協会「物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書（平成 29 年 3 月）
- ・ 日本学術会議「21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて」（提言）（平成 29 年 7 月）
- ・ ユネスコ「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（平成 27 年 11 月）

2. 文化財の適時、適切な保存

文化芸術基本法が目指す中長期的視点において、文化財の活用は重要なテーマと思考するが、「保存なくして活用なし」という前提において、保存機能を担う博物館の多くは、収蔵施設の不足・老朽化、保存を担う専門人材の不足等、保存に関する深刻な課題を抱えている。基本計画においては、現在進行中の文化財保護法の改正に向けた検討との連携を基本とした具体的施策を展開することが必要である。

3. 国内外展覧会等、発信事業の推進

文化財の保存に十分な対応がなされることを前提に、文化財の価値を広く内外に発信するために、海外での展覧会事業の更なる充実を図るとともに、国内のより多くの地域の博物館が基本法の理念を理解し、各博物館が主体的に文化芸術振興に係わる環境を醸成するために、海外との交流展の開催等の事業に参画できるための多様な支援の仕組みを整備することが必要である。

4. 文化芸術立国の実現に向けて

基本計画の推進には、文化芸術振興の主役・担い手である国民ひとりひとりの理解が不可欠であり、基本計画に、基本法の理念や基本計画の施策の国民への周知、理解促進に関する事業の実施を加え、着実に周知を図ることが必要である。

また、文化芸術推進により文化芸術立国への歩みを着実に進めるためにも、基本計画の進捗を評価する指標に「国の文化予算を 5 年間で現在の 1.5 倍に引き上げる」等の具体的な数値目標を掲げることが必要と考える。